地方公務員の定年年齢の段階的な引上げに伴う定年年齢の引上げスケジュール(引上げ前の定年年齢(以下「旧定年年齢」):60歳の場合)

退職年月日が	令和4年4月1日~ 令和5年3月31日						令和10年4月1日~ 令和11年3月31日				
(退職年月日にお ける) 定年年齢	60	61	61	62	62	63	63	64	64	65	65
旧定年年齢	(60)	(60)	(60)	(60)	(60)	(60)	(60)	(60)	(60)	(60)	(60)
昭和37年4月2日~	60歳 ※1		(例1) 7	及び(例2)							
昭和38年4月1日生昭和38年4月2日~	定年退職 59歳	60歳 /	/ 61歳								
昭和39年4月1日生		※2	定年退職								
昭和39年4月2日~	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳						
昭和40年4月1日生			※ 2	※ 2	定年退職						
昭和40年4月2日~	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳				
昭和41年4月1日生				※ 2	※ 2	※ 2	定年退職				
昭和41年4月2日~	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳		
昭和42年4月1日生					※ 2	※ 2	※ 2	※ 2	定年退職		
昭和42年4月2日~	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳
昭和43年4月1日生						※ 2	※ 2	※ 2	※ 2	※ 2	定年退職

- ※1 その年の年度末における年齢を記載しています。
- ※2 旧定年年齢に達した日以後、その者の非違によることのない退職(※3)をする者に対する退職手当の基本額は、定年退職と同じ支給率で算定されます。上記に該当の者について、試算を行う場合は、試算のページの⑤【退職事由】について、「自己都合」ではなく、「定年」を選択し、試算を行ってください(例1)。
 - (例1) 【生年月日】昭和38年10月15日 【退職年月日】令和5年12月31日 【旧定年年齢】60歳 【(退職年月日における)定年年齢】61歳
 - → 旧定年年齢(60歳)に達した日(令和5年10月15日)以後、その者の非違によることのない退職は、自己都合で退職する場合でも、定年退職と同じ支給率で 計算されます。この場合、【退職事由】は「定年」を選択し、試算を行います。
 - (例2) 【生年月日】昭和39年1月15日 【退職年月日】令和5年12月31日 【旧定年年齢】60歳 【(退職年月日における)定年年齢】61歳
 - → (例2)では、退職年月日時点での年齢は59歳11月となり、(例1)の取扱いとなりません。旧定年年齢(60歳)に達する前の退職は、各退職事由の支給率で 計算されます。この場合、【退職事由】は「<mark>自己都合</mark>」「<mark>勧奨」「応募認定</mark>」など試算したい退職事由を選択し、試算を行います。
- ※3 その者の非違によることのない退職とは、その退職について特に本人の落ち度がない退職のことをいい、特に本人の落ち度がない退職とは、退職に至った理由が、その者の 在職期間中に行った非違行為によるものではない退職をいいます。
 - ・ 旧定年年齢が65歳以上の職員について試算を行う場合は、所属している市町村又は一部事務組合等の職員の定年に関する条例に規定する、退職年月日における定年年齢を確認し、 試算を行ってください。
 - ・ 令和5年3月31日以前に退職する職員又は定年の定めのない職員の退職(任期付き職員の退職など)の試算を行う場合は【旧定年年齢】【定年年齢】に同じ値を入力して試算を 行ってください。